

町営住宅入居者の募集について

町では、町営住宅入居者を募集いたします。

入居を希望される方は、申込用紙に必要事項を記入し、住田町営住宅管理センター

(住田町世田米字小口洞 53-15) へお申込みください。

○募集期間

令和 8 年 8 月 14 日 (金) ～令和 8 年 8 月 25 日 (火)

受付時間 午前 9 時～午後 5 時 (※土・日を除く)

○募集する住宅

〈世帯用〉一般町営住宅 7 戸 (低所得者向)

地域活性化住宅 1 戸 (中所得者向)

◆ 〈世帯用〉一般町営住宅 7 戸

団地名	川向団地	下有住団地	八日町団地	
棟番号	27 号	16 号	3 号・4 号	11・13・17 号
所在地	世田米字 川向 121-1	下有住字 中上 336	上有住字 八日町 173	上有住字 八日町 174-1
募集戸数	1 戸	1 戸	2 戸	3 戸
建設年度	平成 12 年度	令和 5 年度	平成 5 年度	平成 11 年度
構 造	木造平屋 和室 8 畳 2 部屋 洋室 8 畳 1 部屋	木造平屋 和室 6 畳 1 部屋 洋室 6 畳 1 部屋	木造二階 和室 6 畳 1 部屋 和室 8 畳 1 部屋 洋室 10 畳 1 部屋	木造平屋 和室 8 畳 1 部屋 和室 10 畳 1 部屋
面 積	78.66 m ²	46.37 m ²	74.53 m ²	66.25 m ²
入居可能日	8 月下旬以降			
家賃	所得に応じて決定			
敷 金	家賃 3 ヶ月分			
浴槽	浴槽あり			
風呂釜	ボイラー設備あり			

入居者 資格	・住宅に困窮している理由があること ・同居または同居しようとする親族があること ・収入基準（下記参照）を満たしていること ・町税などを滞納していないこと ・申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと
収入基準	1) 一般世帯----- 所得月額 158,000 円以下 2) 裁量階層世帯 (A)----- 所得月額 214,000 円以下 ※高齢者世帯、障がい者世帯、被災者世帯など 3) 裁量階層世帯 (B)----- 所得月額 259,000 円以下 ※同居者に中学校修了前の者がある場合
必要書類	①入居申込書 ②住民票（全員分）※1、③所得を証明する書面※1 ④納税証明書、⑤その他、必要とする書類 ※1 個人番号を記入することで、②・③の書類添付を省略できます。
その他	・入居決定後、連帯保証人（1 名）と住民票の異動が必要となります。 ※連帯保証人は、居住地及び所得制限があります。 ・犬や猫等の動物は飼えません。

◆ 〈世帯用〉 地域活性化住宅 1 戸

団地名	川向団地
棟番号	11 号
所在地	世田米字川向 119-2
募集戸数	1 戸
建設年度	平成 4 年度
構 造	木造二階 和室 8 畳 1 部屋 和室 6 畳 1 部屋 洋室 6 畳 2 部屋（2 階）
面 積	81.98 m ²
入居可能日	8 月下旬以降
家賃（月額）	38,000 円
敷 金	114,000 円（家賃の 3 ヶ月分）
浴槽 風呂釜	浴槽あり ボイラー設備あり
入居者 資格	・所得月額が 158,000 円以上 487,000 円以下であること ・同居または同居しようとする親族があること。 ・町税などを滞納していないこと ・申込者本人及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと
必要書類	①入居申込書 ②住民票（全員分）※1、③所得を証明する書面※1 ④納税証明書、⑤その他、必要とする書類 ※1 個人番号を記入することで、②・③の書類添付を省略できます。
その他	・入居決定後、連帯保証人（1 名）と住民票の異動が必要となります。 ※連帯保証人は、居住地及び所得制限があります。 ・犬や猫等の動物は飼えません。

※単身用住戸についても、別途随時募集しています。詳しくは、住田町営住宅管理センターのホームページ（<https://sumita-public-housing.jp/>）をご確認下さい。

○選考方法

入居者資格審査を行い、入居者を決定します。

※それでも決定できない場合は、抽選により決定する場合があります。

○抽選会

抽選が必要となった場合には、以下の日程等により抽選会を行います。

日時 令和8年8月28日（金） 午前10時

場所 住田町役場 1階 建設課（予定）

○所得月額の算出方法

- ・入居予定者で所得のある方全員分の所得合計額を算出してください。・・・【A】
- ・控除合計額を計算してください。・・・【B】
- ・**所得月額＝（所得合計額【A】－控除合計額【B】）÷12ヶ月**

控除名	控除対象者の範囲	計算式
給与所得等控除	申込者及び同居者で給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある者	10万円×（ ）人 ※給与所得等が10万円未満である場合は当該合計額
同居親族等控除	同居者又は所得税法上の同一生計配偶者若しくは同居以外の扶養親族	38万円×（ ）人
老人扶養親族控除	所得税法上の同一生計配偶者又は控除対象扶養親族であり、70歳以上の人	10万円×（ ）人
特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族であり、16歳以上23歳未満の人	25万円×（ ）人
障害者控除	申込者及び扶養親族で3～6級の身障者など	27万円×（ ）人
特別障害者控除	申込者及び扶養親族で1・2級の身障者など	40万円×（ ）人
ひとり親控除	申込者及び同居者で現に婚姻しておらず、以下の全てを満たす人 (1)生計を一にする子（所得金額48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る）がいる (2)合計所得金額が500万円以下 (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない	35万円×（ ）人 ※対象者の所得金額から給与所得等控除の金額を控除した残額が35万円以下である場合は当該残額
寡婦控除	申込者及び同居者でひとり親控除に該当せず、以下のいずれかを満たす人（※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は対象外） (1)夫と離別した後婚姻しておらず、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下 (2)夫と死別した後婚姻しておらず、合計所得金額が500万円以下	27万円×（ ）人 ※対象者の所得金額から給与所得等控除の金額を控除した残額が27万円以下である場合は当該残額
	合 計 【B】	万円

※特定公共賃貸住宅等（地域優良賃貸住宅、地域活性化住宅、定住促進一戸建住宅、定住促進集合住宅、高齢者向け住宅）に入居申し込みする際に退職した場合は、前年度の給与所得が継続した所得と判断されないためご注意ください。